

奈良県訓令第一号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和六年五月二十四日

奈良県知事 山下 真

第二条第二十七号中「及び第四項」を削り、同条中第三十二号を第三十三号とし、第二十八号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 勤務時間を割り振らない日 勤務時間条例第四条第三項の規定により設ける勤務時間を割り振らない日をいう。

第四条第二項中「及び第四項」を削る。

第四条の二第一項及び第二項中「第四条第四項第一号」を「第九条の三第一項」に改める。

第五条第二項を削る。

第十二条第二項中「職員は、週休日」の下に「及び勤務時間を割り振らない日」を加え、同項ただし書中「週休日の振替命令簿」を「週休日等の振替命令簿」に改める。

別表の六中「週休日」の下に「、勤務時間を割り振らない日」を加え、同表の十三中「週休日」の下に「及び勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十二号様式の二中「週休日の振替命令簿」を「週休日等の振替命令簿」に、

週 休 日

を

週休日及び勤務時間を割り振らな

い日

に改める。